



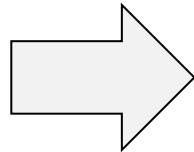
犯罪情報官 速報

架空請求のハガキにご注意！

新手口！情報保護シール付きのハガキ

ハガキの裏面にはシール

シールをめくると



記載の電話番号に連絡すると、
訴訟を取り下げる名目などで、
お金を要求されます！

架空請求のハガキ！！



総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(わ)251

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。
尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

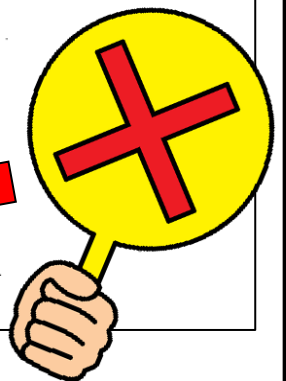
取り下げ最終期日 平成30年1月25日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関3丁目 〇〇号

消費者相談窓口 03-〇〇-〇〇

受付時間9:00～18:00(日・祝日を除く)



ハガキが届いても相手に連絡しないで！

平成28年～平成32年

「めざそう！
安全・安心・日本一」

ひろしまアクション・プラン

運動目標

重点項目

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる

日本一安全・安心な広島県の実現

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害

アンダー

5

作戦

※ この情報を、掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・口コミ等で広報していただきますようお願いいたします。